

○只見町在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料助成金交付要綱

平成16年 8 月20日訓令第 5 号

只見町在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、呼吸機能障害者（以下「障がい者」という。）が、酸素療法を受けるため、酸素濃縮機器を使用するために要する電気料の一部を助成することにより、障がい者の経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に寄与する。

(助成対象者及び助成額)

第 2 条 只見町の区域内に住所を有する者で、次条の助成制限に該当しない障がい者に対して電気料金相当額を助成する（以下「助成金」という。）。

2 助成金の額は酸素濃縮機器の使用に要した電気料金相当額として月額3,000円とする。

(助成の制限)

第 3 条 次の号に該当する者については、助成の対象としない。

(1) 障がい者の生計を維持する者の前年の所得が420万円以上であるとき。

(受給資格認定の申請)

第 4 条 助成金を受けようとする障がい者は、在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料助成金受給資格認定申請書（第 1 号様式）により、町長に申請するものとする。

(受給資格の認定)

第 5 条 町長は、受給資格認定申請書が提出されたときは、第 3 条に掲げる制限事項の有無等の調査を行い、助成すべき者（以下「受給権者」という。）と認めたときは、在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料助成金受給資格認定通知書（第 2 号様式）を交付するものとする。

(電気料金相当額の請求及び交付)

第 6 条 受給権者は、認定を受けた日の属する月の初日（認定を受けた日が月の20日を超えるときは翌月の初日）から起算して 3 箇月ごとに在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料助成金交付請求書（第 3 号様式）により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき 3 箇月分の助成金を交付する。

(受給権者の確認)

第 7 条 町長は、毎年、障がい者と生計を維持する者の所得調査を行い、引き続き受給権者としての認定の可否を確認するものとする。

(不正行為による助成金の返還)

第8条 町長は、次の各号に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に助成金を交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な申請により助成金の交付を受けたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

年 月 日

只見町長

申請者 住 所
氏 名 印

在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料助成金受給資格認定
申請書

在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料助成金受給資格の認定を受けたいので、下記により申請します。

記

在宅酸素療法者酸素濃縮機器利用者	
上 記 利 用 者 の 住 所	
在宅酸素療法者酸素濃縮機器名称	
開 始 年 月 日	年 月 日
備 考	

第 2 号様式（第 5 条関係）

記 号 番 号
年 月 日

様

只見町長 印

在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料助成金受給資格認定
通知書

年 月 日付で申請のありました受給資格について、下記のとおり認定しましたので
通知します。

認 定 者 名	
認 定 年 月 日	
認 定 番 号	第 号
備 考	

※ 認定を受けた日の属する月の初日（認定を受けた日が月の 20 日を超えるときは翌月の初日）から
起算して 3 箇月ごとに、在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料助成金交付請求書（第 3 号様式）によ
り町長に請求するものとする。

年 月 日

只見町長

請求者 住 所
氏 名 印

在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料助成金交付請求書

在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料金について、只見町在宅酸素療法者酸素濃縮機器電気料助成金交付要綱第6条の規定により請求します。

- 記
- 1 請求額 金 円
- 2 請求月数 年 月から 年 月までの3箇月分